

公 示

公示第10号

道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

記

旅客の利便を阻害しないと認める場合

適用区域 石川県

- (1) 規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
- (2) 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- (3) 規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- (4) 地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第9条第2項に規定する協議会の協議結果に基づく路線の休止又は廃止で、同会議又は協議会の同意がある場合
- (5) 市町村長の同意を得た場合

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成21年1月19日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和4年2月1日から適用する。